

**平成19年度「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」
議事概要**

1. 日時：平成19年6月19日（火） 10：00～12：10
2. 場所：中央合同庁舎第3号館 2階特別会議室
3. 議題
 - (1) 報告書に係るフォローアップ及び今後に向けた取り組み
 - (2) その他報告事項
4. 主な発言

【一般病院への療護施設機能の委託について】

○一般病院への療護施設機能の委託は、高いレベルのサービスが要求され、難しいのではと心配だが、療護施設を新たに設置するよりはコストが安いことから、いろいろな形でサポートして、できるだけ救済が図られるようにしてほしい。

【交通事故被害者への情報提供体制の整備について】

○情報案内センターのようなサービスは必要だが、ユーザーにとって一番最初に関わる保険会社のノウハウを活用し、民間の力で情報提供サービス機能を担う方策についても、検討してもらいたい。

○自動車事故対策機構での情報提供は、単なる情報案内ではなく、個別の相談に対応できるような、情報相談センターというような位置づけにしてほしい。

【高次脳機能障害認定システムの見直しについて】

○高次脳機能障害の方について、画像に写らないケースも見落とさないための今後の方策は大きな課題である。

○高次脳機能障害の認定については、他の障害との整合性や妥当性等についても、引き続き検証してほしい。

【自賠責保険の支払適正化に係る保険会社等による対応について】

- 保険会社による説明については、パンフレット配布も必要だが、請求があるまで対応しないという態度ではなく、保険会社から積極的に「こういう場合も支払える」と案内するような対応にしてほしい。

【「親亡き後問題」に対する施策の現状について】

- 訪問看護ステーションにグループホームを併設するというような計画があるが、財源が足りない実態があり、なお不十分な場合に自賠責運用益を活用してもらえないか。
- 成年後見人制度は、親代わりの受け皿として重要な機能を持つことから、役所が主導的に関与するような仕組みにしてほしい。
- 障害者自立支援法においては、地域格差が著しい問題があり、均一なサービスの提供が受けられるようにする必要がある。
- 障害者自立支援法におけるサービスに関する情報提供に取り組んでほしい。
- 「親亡き後問題」は重要な課題であるので、引き続き検討を進めてもらいたい。

【その他】

- 現行の自賠責制度は、被害者救済にとって十分に機能を果たしていると思われることから、今後とも、保険としての自賠責の立場を明確にしつつ、他の公的な被害者保護制度との差別化を図り、被害者救済に取り組んでほしい。
- 被害者の心の救済を図るため、自賠責制度の中で被害者団体を支援してもらえないか。
- 自動車損害賠償保障事業特別会計における一般会計への繰入れについては、繰戻しがしっかりと行われるよう、引き続きお願いしたい。
- 自動車事故対策勘定は、様々な被害者対策がこれから必要になってくるため、安定的にこれらを運営していくために賦課金のようなものを徴収することについても、検討してはどうか。